

令和8年

3月号

濱田会計事務所通信

令和8年3月2日発行 Vol.103

近頃はAIが非常に速い速度で発達してきています。数年前はまだまだ使いづらい部分もありましたが、今後はどのような職種でも積極的にAIを活用しなければ世の中についていけない時代となりそうです。

という事で、今回の事務所通信はAIにテーマを与えて事務所通信の文章の作成を依頼しました。

与えた依頼は「事務所通信 金を売却したときの税金 文面だけ作ってみて下さい」

AI (ChatGPT5.2 有料版) が回答した文章には専門家としては少し不十分なところもありますが、内容には問題がない事を確認してそのまま記載し、最後に私からの追加の文章を記載しています。



金(ゴールド)を売却したときの税金について

最近、金価格の上昇を受けて「金を売却したが税金はかかるのか?」というご質問をいただくことが増えています。今回は、金を売却した場合の税金について整理いたします。

■ 金を売却すると原則「譲渡所得」

個人が金（インゴット・金貨など）を売却した場合、その利益は原則として「譲渡所得」となります。

計算方法は次のとおりです。

売却価額 - 取得価額 - 売却費用 = 譲渡益

この「譲渡益」が課税対象となります。

■ 所有期間がポイント

金の所有期間が5年を超えるかどうかで税金の扱いが変わります。

① 所有期間5年以下（短期譲渡所得）

譲渡益の全額が課税対象になります。

② 所有期間5年超（長期譲渡所得）

譲渡益の2分の1が課税対象になります。

長期間保有している場合は税負担が軽くなります。

■ 特別控除50万円

譲渡所得には年間50万円の特別控除があります。

その年に他の譲渡所得（不動産やゴルフ会員権など）がなければ

譲渡益 - 50万円 = 課税対象額

となります。

利益が50万円以下であれば、税金はかかりません。

■ 確定申告は必要?

給与所得者の方でも、

・金の売却益が出ている

・特別控除後に課税対象額が残る

場合は確定申告が必要となります。

年金受給者の方も同様です。



■ 取得価額が分からない場合

購入時の領収書などが無い場合は、原則として取得価額が不明となります。その場合は概算取得費（売却価額の5%）で計算することになりますが、税額が大きくなる可能性があります。売却を検討される際は、購入時資料の保管が重要です。

■ まとめ

- ・金の売却益は原則「譲渡所得」
- ・5年超保有なら税金は1/2課税
- ・年間50万円の特別控除あり
- ・利益が出れば確定申告が必要

金価格が高騰している今、思わぬ税負担が発生することもあります。売却前・売却後を問わず、お気軽にご相談ください。

AIが作成した文章は上記までです。

金の譲渡所得は『総合課税』といって、給与所得や事業所得など他の総合課税の所得と合算して税金の計算を行います。

これに対して株式の譲渡所得や不動産の譲渡所得などは、他の所得と合算せずに税金の計算をする『分離課税』になります。

総合課税の場合の税率は、累進課税といって所得の合計が大きくなればなるほど税率が高くなる計算方法をとっています。

そのため、所得の高い年に売却して譲渡所得が発生すると高い税率で課税されます。

また、例えば同じ年に一度に売却した場合と2年に分けて売却した場合では、所得の金額等にもよりますが、高い税率で課税される可能性が高くなります。

さらに、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している場合は、これらの保険料の計算にも影響が出ます。

所得税、住民税、国民健康保険料などは売却した翌年以降に負担するものなので、売却した後のお金は納税等の資金を考慮して残しておくようご注意ください。



* お客様紹介 *

有限会社 田路物産 様

創業1969年、古くから姫路市北平野町と田寺町の2店舗で県内農家様の指定契約栽培米を多く取り扱っている米穀販売店です。

龍野西サービスエリアのレストランや福崎町のZUNBURGに卸しているため、召し上がられたことがある方もいらっしゃるかもしれませんが、私も田路物産様のお米を購入していますが、美味しいのでついにご飯がすすんでしまいます。おいしいお米を多数取り扱っていらっしゃるため、是非伺ってみてください。

田路様は所長が独立する前の事務所からお付き合いをしています。今後とも何卒宜しくお願いたします。

【事業】米穀販売

【住所】兵庫県姫路市北平野南の町10-2
姫路市田寺八丁目11番33号



濱田会計事務所 HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : <http://hamadakaikai.jp>



無料
メールマガジン
登録はこちら

